

下京区西部エリアの活性化に向けた地域連携事業に係る企画・運營業務の委託に関する仕様書

1 業務名

下京区西部エリアの活性化に向けた地域連携事業に係る企画・運營業務委託

2 業務の目的

より多くの市民が「下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議」の取組やエリアの魅力を知り、活性化への機運を醸成するため、下京区西部エリアの活性化に向けた市民参加事業を実施する。

現時点で想定している業務内容（下記3）を上回る、有益で実現可能性の高い提案を期待する。

3 業務内容

(1) エリア活性化事業

エリア内の各施設等の主催イベントとの連携開催や、エリアに賑わいを生み出すためのイベントの実施

(2) 印刷物によるエリアの魅力情報発信

広告付きエリアマップ等の作成・配布による魅力情報発信

(3) ICTを利用したエリアの魅力情報発信

SNSツール（フェイスブック、ツイッター等）の運用などによる魅力情報発信

※「京都市ホームページ作成ガイドライン」及び「京都市ソーシャルメディアガイドライン」に則った運用を行うこと。

(4) 関連事業との連携

「下京区西部エリア活性化の将来構想素案作成業務」及び「下京区西部エリアに関する基礎調査業務」並びにエリア内で実施される他の事業との相互連携

4 その他

(1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、京都市に有益な提案を積極的に行う。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、京都市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保する。

(7) 会計検査への協力

本事業は社会資本整備総合交付金の対象であるため、会計検査の際に必要な会場使用料、謝礼金等の領収書の写しを提出すること。

5 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出する。

- | | |
|--|----|
| (1) エリアマップ等の印刷物・SNSツールで使用・作成した
電子データ (CD-ROM) | 2部 |
| (2) その他、アイデア募集結果など、当該業務の
遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (3) 上記(2)に係る電子データ | 一式 |